

お知らせ

建設課から費用補助のお知らせ

建設課建設管理係 ☎ 75-4987

●老朽危険建物の解体費用

長期にわたって放置され老朽化した空家など、危険性の高い建物を解体する費用を助成します（予算の範囲内）。

※既に工事の契約や着工しているものを除きます。

【助成金額】

解体費用の1/2(上限:50万円)

【募集件数】

先着順 20 件程度

詳細はコチラ▶



●がけ地近接等危険住宅移転事業

土砂災害等から市民の生命、身体および財産を守るために、がけ地の崩壊等のおそれのある地域にお住まいの方を対象に住宅移転の補助を行います（予算の範囲内）。

【助成金額】

・既存住宅撤去費、動産移転費
1戸当たり 97万5千円

・新しく住宅を建築または購入するために要する資金を金融機関から借り入れた場合、借入金の利子相当額（上限：建物分325万円、土地分96万円）

詳細はコチラ▶



●危険なブロック塀等の撤去費

地震等により倒壊したブロック塀等が、人命に危険を及ぼしたり、緊急車両の通行を妨げたりすることを防ぐため、危険なブロック塀等の撤去費用を補助します（予算の範囲内）。

※既に工事の契約や着工をしているものは補助の対象になりません。

【補助金額】

撤去費用の1/2（上限：10万9千円）

【募集件数】

先着順 10 件程度

詳細はコチラ▶



各費用補助事業につきましては、対象要件があります。詳しくはQRコードより市ホームページをご覧ください。

お知らせ

個性あるまちづくり・人材育成事業の募集開始

うきはブランド推進課地域振興係 ☎ 76-9059



3つの「ふるさと創生」補助制度があります。

- ①個性あるまちづくり事業の事例
- ②人材育成事業の過去の事例
- ③クラウドファンディング活用型個性あるまちづくり事業

個性的で創意と工夫に満ちた事業で、持続性があり、うきは市内の多くの関係者に恩恵を与え、うきは市全域の地域活性化のために寄与する事業です。上記の①と②は、産業振興、観光振興、子育て支援や子どもの教育推進のいずれかに該当するもの。③は、ハード整備のみが対象で、既存の建築物を活用した地域振興に資するもの、または子育て・産業・観光等の拠点に該当するものを対象とします。

【補助対象者】条件 A = 18歳以上の5人以上の構成団体で、2/3以上がうきは市民である。
条件 B = 市内に活動拠点のある NPO 法人。
条件 C = 市内遊休施設を活用する民間事業者。
条件 D = うきは市民で構成された個人。

【補助率と限度額】【スケジュール】などの詳細は上記 QR コードから、うきは市ホームページをご覧ください。

申込 5月26日（金）までに必着

ふるさと創生事業実施計画書〈市ホームページまたは地域振興係設置〉を、うきはブランド推進課地域振興係〈うきは市民センター2階〉へ提出してください。